明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**三三）　一

〔告　示〕

○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**二〇四）　二
○登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準（**文部科学**九〇）　四
○登録無形民俗文化財登録基準を定める件（**同**九一）　五
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一〇〇四）　六
○信号符字を点附した件（**国土交通**五三一）　六
○信号符字を取り消した件（**同**五三二）　六
○船舶国籍証書を無効とした件（**同**五三三）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**五三四～五三七）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一四三～一四五）　七
○道路に関する件（**東北地方整備局**一三二）　七
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一一五）　七

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、酒類の地理的表示として佐賀を指定する件、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分関係　八

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

会社その他　九

省令

○文部科学省令第三十三号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第三項ただし書の規定に基づき、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十四日

文部科学大臣　萩生田光一

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（予定学級数の算定方法）	（予定学級数の算定方法）
第一条　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣が定める学級の数の算定方法は、法第五条第一項の規定により工事費を算定する場合にあつては、同項に規定する文部科学大臣が定める日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数を、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。第三項において同じ。）の各学年にあつてはそれぞれ三十五、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。同項において同じ。）の各学年にあつてはそれぞれ四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）の合計数に、新築又は増築を行う年度の五月一日における特別支援学級の数を加える方法とする。この場合において、当該各学年ごとの児童又は生徒の数は、第一号又は第二号に掲げる数と第三号に掲げる数を合計した数とする。	**第一条**　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣が定める学級の数の算定方法は、法第五条第一項の規定により工事費を算定する場合にあつては、同項に規定する文部科学大臣が定める日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数を、それぞれ四十（小学校及び義務教育学校の第一学年にあつては三十五）で除して得た数（一未満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）の合計数に、新築又は増築を行う年度の五月一日における特別支援学級の数を加える方法とする。この場合において、当該各学年ごとの児童又は生徒の数は、第一号又は第二号に掲げる数と第三号に掲げる数を合計した数とする。
一～三　［略］	一～三　［同上］